

## 令和2年度 第2回 尼崎市総合教育会議 議事録

【日 時】 令和3年3月22日（月）午後1時30分～午後2時50分

【場 所】 市政情報センター ホール1

【出席者】 尼崎市総合教育会議構成員  
稲村 和美 市長／座長  
松本 眞 教育長  
礪田 雅司 教育委員  
仲島 正教 教育委員  
徳山 育弘 教育委員  
太田垣 亘世 教育委員

関係者（尼崎市総合教育会議設置要綱第6条）

吹野 順次 副市長  
能島 裕介 理事  
辻本 正樹 こども青少年局長  
白畑 優 教育次長  
北垣 裕之 教育委員会事務局参与  
梅山 耕一郎 管理部長  
東 政信 学校教育部長  
宮原 久弥 学校教育部次長  
平山 直樹 教育総合センター所長  
中道 隆広 職員課長  
今井 八州男 幼稚園・高校企画推進担当課長  
嶋名 雅之 いじめ防止生徒指導担当課長

【事務局】 こども青少年局 こども青少年部 こども青少年課  
教育委員会事務局 管理部 企画管理課

【資 料】 ・次第  
・資料1 調査報告書の概要  
・資料1-2 市立高等学校におけるいじめ事案に関する「尼崎市いじめ問題対策審議会」（第三者委員会）の答申を踏まえた再発防止に向けて  
・資料1-3 いじめ認知報告書等関連資料  
・資料2 体罰根絶に向けた本年度の取組状況について  
・資料2(別紙) 教育委員会体罰根絶アクションプランの取組状況  
・別添1 尼崎市体罰等防止ガイドライン（たたき台）  
・別添2 尼崎市教育委員会職員の懲戒処分に関する指針  
・別添3-1 令和3年度入学生 教育課程  
・別添3-2 尼崎高等学校特色づくり推進事業  
・別添3-3 市立尼崎高等学校体育科カリキュラムの見直し  
・別添4 尼崎市立高等学校 部活動の方針（案）  
・別添5 尼崎市立中学校 部活動の方針（2訂版）

- ・別添 6 大阪市立桜宮高等学校と尼崎市立尼崎高等学校との友好連携に関する協定書
- ・別添 7-1 大阪体育大学と尼崎市教育委員会との連携協力について(案)
- ・別添 7-2 大阪体育大学と尼崎市教育委員会との連携に関する協定書
- ・別添 8 令和 2 年度「体罰防止特別研修」について
- ・資料 3 尼崎市子どもの育ち支援条例の改正について
- ・資料 4 尼崎市いじめ防止基本方針(改定後)
- ・資料 5 尼崎市いじめ防止基本方針 新旧対照表

【次 第】 開 会

- 1 重大事態について
- 2 体罰根絶に向けた本年度の取組状況について(教育委員会事務局)
- 3 子どもの権利擁護に向けた取組状況について(市長事務局)

閉 会

【議 事】

(敬称略)

稲村 本日は 3 件の案件を予定していますが、いずれもいじめ、体罰といった子どもの人権侵害に関する内容になっています。これまでもこの総合教育会議で議論してきましたが、改めて、教育委員会、市長事務局、一丸となって子どもの人権をしっかりと守り、また、学校やまちづくりの中での取組もしっかりと進めていきたいと考えています。

最初の案件は「重大事態について」です。先日第三者委員会から答申のあった市立尼崎高校の事案について、教育委員会の説明を求めます。

松本 すでに 3 月 17 日に記者会見を行い、市長にも報告していますので簡潔に説明させていただきます。

(資料 1 に基づき説明)

この報告書では多くの課題が挙げられています。一人ひとりの教員のいじめに対する理解不足、組織的な対応の問題、学校での日々の情報共有体制、市教委の学校に対する指導力不足、いじめ重大事態の取り扱いの問題、様々な課題があり、ご迷惑をおかけしました。その結果、本来、卒業できる生徒が転学をしてしまったことに対して、非常に申し訳なく思っています。多くの課題をご指摘いただいたので、今後、再発防止に向けて全力で取り組んでいきたいと考えています。

(資料 1-2 に基づき、再発防止策について説明)

(資料 1-3 に基づき、いじめ認知報告書等の様式について説明)

これらの取組を着実に推進し、いじめ問題対策審議会や総合教育会議の場で進捗状況を報告し、見える化を図っていくとともに、体罰有識者会議で受けた提言を実施していくことによって、学校のガバナンス体制の強化を含めて、取組を進めていきたいと考えています。

では引き続き、案件 2「体罰根絶に向けた本年度の取組状況について」ご説明します。

(資料 2 から別添 8 の資料に基づき説明)

体罰有識者会議では、39 項目に渡る様々な提言をいただきました。この資料の中でもお示ししていますが、これらを着実に実施していきたいと考えています。

稲村 では、質疑があればお願いします。

磯田 市立尼崎高校の問題に関して、第三者委員会からの報告にもあるように、市

教委内部の問題と、運動部活動のあり方についての再点検に注目しています。市教委内部の問題としては、特に硬直化している部分もありますし、「市ニルール」という形で、不適切な学校運営がなかったか、教育委員会としてどのような手を差し伸べていたのかと感じています。先ほど教育長から説明がありましたように、人事交流を含めて、桜宮高校との提携は大きな進歩だと思いますので、今後は市立尼崎高校だけでなく、いろんな部分での人事交流や、開かれた学校運営に向けて、一層取り組みを進めていくべきだと考えています。

運動部のあり方については、特に市立尼崎高校という特殊性、体育科の特殊性も踏まえて、今後、カリキュラムの問題も含めて再考する必要があると考えます。

また、今回、高校の問題がクローズアップされていますが、中学校・小学校も含めて、尼崎市のスポーツ振興・スポーツ指導のあり方についても議論が必要と考えます。小学校低学年から、特に外部指導員が入っている小学校の課外活動についても、指導される外部の方々に対する周知徹底も重要であると考えます。ぜひとも今後、硬直化することなく、開かれた部活動のあり方を、市教委がリーダーシップを持って進めていきたいと考えています。

徳山 今回報告されたいじめも体罰も、子供の安全が危険にさらされているというものであり、断固として取り組むべき課題だと考えます。

市立尼崎高校は、特別な体育科を持っています。指導者による体罰など重大事態が発生したとき、来月に全国大会が決まっている状況でも監督を外せるのか、保護者・OBから監督を外さないよう圧力があつたときでも毅然と対応できるのかという問題に直面すると思いますが、何よりも、(毅然と対応できるように)先ほどのプレイヤーズセンタード、子どもが大事だという空気を作っていかなければなりません。

取組の枠組を作った教育委員会の大変な努力をずっと見ていましたが、学校現場、特に部活動の関係者、生徒、OB、保護者にきちんと従ってもらえるかは、これからの努力だと思いますので、二度とこういうことが起きないように、しっかりと教育委員としても発言していきたいと思います。

太田垣 まずいじめの問題についてですが、いじめは、社会集団生活の中で必ず起きるものだと思います。誰しも身近で経験したことがあると思いますが、特に学校、教育現場では、小競り合いも含め、日常的に生じるものと考えます。

教職員にとっても、日常から早期発見してピックアップしていくことが重要です。いじめの形にもTPOがあり、日本でのいじめ、尼崎のいじめ、この学校のいじめ、というものがあり、経験や記録があるはずですが。そういったものを生かしつつ、対応できることがたくさんあると思います。早期発見して、いじめ防止につなげていかなければならないと思います。

次に体罰の問題についてですが、市立尼崎高校の体罰は、指導教員が、生徒が思い通りにならなかったことに怒りを覚え、手を上げ、怪我をさせたもので、適切な対応が取れませんでした。その後、正確な報告をせず、隠蔽する形にもなりました。

ここで、部活動というものは何のためにあるのかということを一見直して、目的意識、高校教育の本質を考えていただきたいと思います。

日本の人間関係では、上下関係が重視され、年配者を敬う事は重要なことだと思います。良い指導者に従う場合は全く問題ないのですが、一方で良くない横暴な指導者がいる場合、こうした指導者に無批判に従ってしまう風潮は抑えるべきだと思います。

これは文化として根付いており、すぐに変えることは難しいと思いますが、それを受忍してしまうと子供たちが次にまた当たり前のようにやってしまう

負の連鎖を生みます。ここは重要なポイントだと考えます。

教職員のプロ意識をしっかりと研修して、体罰の防止につなげてほしいと思います。体罰根絶アクションプランを策定しているので、期待したいと考えています。

仲島 今回、体罰やいじめが発生したのは高校です。小学校とは状況が異なるという点が挙げられます。また、部活動の経験者は将来、中学や高校の教員になって、部活動の指導をしたいと考えることもよくあることです。野球部の監督になって甲子園に行きたいと思う人もいるでしょう。

しかし、教員になるということは、野球部の監督になることではありません。部活のために高校・中学の教員になるのではなく、子どもを育てるために就職したということを理解してもらわないといけません。そうでなければ、子どもの心の機微を感じ取ることができず、成績を上げることにのみ目が行き過ぎてしまいます。

私は、教員はもっと子どもの心の機微をしっかりと感じ取れるようになってほしいと思います。傾聴とは耳を傾けることです。共感して、その子の痛みを感じ取れるような感性が必要です。自分の時はそうではなかったということではなく、きちんと痛みを感じ取れる教員になってほしい。教員も、勉強し直さなければならないと思います。

つい先日、沖縄の運動部の生徒が自殺しました。顧問のパワハラによるものとのことです。スポーツ推薦で入学したら、「部活動を辞めない」という誓約書まで提出させられています。そして追い詰められて自殺してしまう。桜宮高校の事件があったのに結局こういったことが起きています。

体育科にもこれと近い部分があり、だからカリキュラム変更を進めなければならない、プレイヤーズセンタードということをしかりともう一度、勉強しなければならないと思います。

プレイヤーズファーストではなく、プレイヤーズセンタードとしていることが重要で、子どもたちが主体的に動けるようにしていくことが大事だという考え方です。これは、「主体的・対話的で深い学び」「アクティブラーニング」という文科省の考えと一致します。プレイヤーズセンタードの考えを進めてほしいと思います。

最後に、保護者が加熱し過ぎないことも重要です。子どもの少年野球、少年サッカーなどでの保護者の過熱ぶりは凄いものがあります。子どもが勝つためにどんな協力もする。その結果、子どもを追い込む教員を生むことになってしまいます。

また、輪をかけてマスコミがそういった状況を煽っている面があります。勝つことだけに目がいってしまうとしんどくなっていきます。

大会の数も増えています。大会が増えれば、成績が良くなり、勝ちたいので練習をすることになり、こういった部分は我々大人が考えていかなければなりません。

稲村 問題は重層的かつ複合的でしたが、市立尼崎高校の体育科、そして部活動というもののあり方に起因した市立尼崎高校の問題が、今回のいじめ・体罰に共通した課題であったと考えています。

この両件に共通した課題については、カリキュラムの見直し、部活動のあり方の見直し、市立尼崎高校の事案を受け、高校教育の目的は何なのか、ということに関係者全員で共有し、解決方法を組み立てていきたいと思っています。

研修についても、いくら研修をやっていても問題を防げていないこともあります。専門家からも指摘をいただいているのですが、全体で取り組まない限り、また表面的な取組になりかねないと考えます。

また、市立尼崎高校の問題が課題となっていますが、小・中も合わせて、一貫して取り組んでいく教訓とするべきです。小・中学校での取組が進めば、その取組をフィードバックできます。

こうした経験を市全体で、次につなげていけるように取り組んでいかなければなりません。

1点質問ですが、再発防止の取組の中に、教員の処分についても見直されたとあります。再発防止策を実行力のあるものにしていくスキルの構築、研修しサポートしていく取組の両方が必要だと思います。

今回の重大事態については、書類の手続きにおいても不適切なものがあり、それについては処分の方針が出ています。今回の第三者委員会の報告書を踏まえて、今回の新たな基準での処分というものが検討されるのでしょうか。

松本 いじめ、体罰が発生したときに管理職に報告する、教育委員会に報告する、重大事態として調査する、といったことは、いじめ防止対策推進法に規定されており、サービス通知を出すまでもなくやらなければならないことですが、にもかかわらず今回はそういった対応ができていませんでした。そこで今回、改めてサービス通知で強化をしていこうという考えです。

処分については、市長事務部局も含め、個人のあり方と組織のあり方が絡み合っている場合は非常に難しいと思います。手続きのミスについては迷うことなく処分を行うことができますが、そうでない場合には困難です。

処分のプロセスにおいても今回、我々がどのような市立尼崎高校の再生を目指すのが共有されるような取組ができればと考えており、学校の関係者や多くの人たちが今後の見通しを持った上で処分を受け入れる、受け止めるということが必要であり、そのためには避けて通れないことだと考えています。

稲村 では案件3「子どもの権利擁護に向けた取組状況について」。こちらは市長事務部局の取組ですので、私からご説明します。

(資料3から資料5に基づき説明)

この2月議会で、尼崎市子どもの育ち支援条例の改正を行いました。主な改正内容のその1として、子どもの人権擁護に関する第三者委員会を設置したということ。そしてまず強調したいのは、資料3、2(2)の「児童の権利に関する条約の精神に準拠する旨の規定の追加」です。

これまで、子どもの権利条約を踏まえた取組を進めてきましたが、改正前の条例制定の際には、議会での議論もあり、十分に明示的にそのメッセージを込めることができなかつたのですが、それを今回の改正で盛り込むことができたというものです。

「子どもが権利の主体である」という旨を追加したということ、そして子どもの「将来」ではなく「現在」に向けた対策であるということを追加したということ、これは「子どもを守ってあげないといけない」「導いてあげないといけない」という大人の考え方が不適切であり、子どもの主体性を育むこととは違う方向での指導につながってしまったという強い反省のもとに、子どもというものは、現在も社会の一員であり、権利を有する主体であるということをしつかりと位置づけた上で様々な学びを支えていく、そしてそれを子ども自身がしっかりと学んでいく機会を充実させることを規定しています。

権利があるから何をしても良いということではなく、しっかりとサポート行っていくとともに、大人の側の、関係者の側の意識改革やスキルの向上が不十分であるということが、今回一連の事案で分かりましたので、大人自身がそうい

った事例について学ぶということ、学校はもとより、市全体で取り組んでいきたいと考えています。

また、第三者委員会の設置ですが、尼崎市子どものための権利擁護委員会の設置に向け、現在準備期間中であり、7月からの本格稼働を予定しています。

この委員会のポイントは、私たち行政や学校から独立した、第三者機関として設置されるものであるということです。この間、体罰などを学校に相談してもなかなか取り上げてもらえないということがありました。そういったことを市長事務部局に通報いただいたり、学校を通さずにアンケートを実施したり、独自の通報窓口を開設したりといった取組を進めてきましたが、第三者として取り組んでいただく、独立性を確保した委員会を設置したいと考えています。

この委員会は大きく3つの機能を持つ予定です。1つ目は調査・調整機能で、個別案件にも必要に応じて関わっていただく専門家チームを想定しています。

体罰ははっきりと根絶しなければならないと考えていますが、いじめの根絶は難しく、日々生じている小さなことを、重大事態に陥らないように取り組んでいくものと考えています。それぞれの立場に言い分があるようなケースもあり、加害者と被害者が入れ替わりながら進んでいくということは、中学校や高校、年齢を問わず発生しています。

そういった場合は、いきなり裁判になるといったことにはならないので、裁判になる前に、こういった専門家が入った委員会のアドバイスを受けながら、調査や調整を行う場を設けるものであり、第三者である専門家のサポートを受けながら、重大事態に陥る前に寄り添うような取組ができないかということを考えています。必要に応じて個別ケースについてもアドバイスいただけるような機能を有しているものです。

2つ目は提言機能です。

教育委員会に対して、取組の不十分さやさらなる充実について、具体的な提言、アドバイスをいただくもので、制度や取組の中身についてご意見をいただくものです。

3つ目が広報・研修機能です。

先ほど来、我々関係者の学びが非常に重要だと繰り返し議論していますが、研修講師であったり、子ども自身が自らの主体性を発揮できるような環境作りであったり、いろいろなサポートをいただければと考えています。

大きくこの3つの役割を担っていただきたいと考えていますが、市長事務部局でも、学校から独立した形で情報をいただけるような取組を進めてきています。今後、様々な面で権利擁護の先生方にもアドバイスをいただきながら、取組を進めていきたいと思えます。この間、重大事態が続いていますが、最初からすべての取組がうまくいかないかもしれませんが、しっかり進めていきたいと考えています。

では続いて、資料4についてご説明します。

(市長から資料4に基づき説明)

今年度第一回の総合教育会議において、体罰の基本方針についてのご意見をいただきましたが、その中で先ほどの条例改正や第三者委員会の設置についてもご意見をいただき、今回それが形になったということになります。

続いて、いじめ防止基本方針についても改正をさせていただいたので情報共有させていただきます。

ポイントは、これまでは、毎年取り組んでいく取組内容のパートと、考え方についてのパートが合体してボリュームのある形で基本方針ができていたもので、大切なポイントをしっかりと関係者で共有しやすくするために、取組の中で毎年ローリングしていく中身や考え方について述べた部分を分離して、コン

パクトに、大切な内容を共有しやすいように構成を変えたものです。

いじめに関しては、総合教育会議を通じて、市全体で取り組んでおり、各学校が定めるいじめの基本方針についても、近いうちに見直しを行い、徹底していくとしています。

いじめ防止基本方針では、教育委員会と市長事務部局に共通している部分と、学校が独自で取り組んでいくパート、市長事務部局があらゆる場面でのいじめ対策に取り組んでいく部分、お互いがさらに深めていく部分があります。そのうち、学校と市長事務部局の共通の部分と一緒に整理していきたいと考えています。

現時点でも、それぞれの記載事項に共通した部分もありますが、文言を揃えてしまって、お互いの研修で使えるようにしたほうが良いと思っており、今回、先にいじめ防止基本方針の改定をいたしますが、これを踏まえて各学校の取組の共通部分を合わせていく調整ができたかと考えています。

特に、資料4、1 ページ3「いじめに対する共通理解」の部分は、今回改定しておらず、いじめはどの成長過程にも起こり得るものだという部分や、些細なことでも情報を集め、対応していくこと、暴力を伴わないものであっても、非常に深刻な事態につながるケースも多々あるということ、関係する生徒たちが、立場が入れ替わりながら非常に複雑に事態が発展していくことがあるということ、当初は日常的によくあるトラブルだと感じられるようなことでも、それが繰り返し集中的に行われることで、生命や身体に危険が生じる可能性があるということ、傍観者になってしまう人たちの存在についても、全体に影響が大きいということ、それらを含めた取組が必要であるということが書かれています。

この共通理解については、我々がこれまで、すでに掲げていたにもかかわらず、今回重大事態が発生してしまったことは、この基本方針の認識が十分でなかったということで非常に反省しています。

こういった考え方のもとに、様々な具体的な再発防止策が作られているのだということ、しっかりと改めて強調しなければならないと考えています。

また、4 ページ 4(1)には、どういった場合に重大事態と判断するかについて明記していますが、今回の市立尼崎高校の事例では重大事態を重大事態として関係者が認識できていなかったという状況でした。

形だけの研修では改革はできません。今回は、カリキュラムや部活動のあり方について具体的な変更を行っており、その部分については実行力が出てくると考えていますが、そこに魂を吹き込むのは現場の教員です。認識の共有とスキルの向上について、力を合わせてしっかり進めていきたいと考えます。

今回、いじめ防止基本方針の中身については大きな変更を行っていませんので、報告のみとさせていただきます。

また、各学校での基本方針の改定にあたっては、お互いに修正した方が良いところ、明確にしたいところがあれば、次回の総合教育会議までにすり合わせて確認したいと考えています。より使いやすくするという事で改定をさせていただいたということをご報告させていただきました。

では、案件3について質疑をお願いします。

徳山

条例の改正について、第三者委員会の設置は素晴らしいと思います。実効的に機能するよう、より具体的に考えていかなければなりません。学校現場は、学校運営・学級運営に意識が向いてしまい、子ども一人ひとりを守るといった部分については、教育委員会として意識を持っていても、学校現場にその意識を徹底させる事はなかなか難しいようです。教員は非常に多忙であり、学級崩壊をさせてしまったりはいけない責任もあるので、1人ぐらいこぼれ落ちていても

学級として走っていく、ということもあると思います。そこを、子どもの立場になって子ども一人ひとりの権利を守るということは市長事務部局、こども青少年局に頑張ってもらいたいと考えています。

体罰については、重大な体罰に遭ったときに、勇気を持った告発が必要です。被害を受けたお子様や保護者が被害届を出せば良いのですが、それができない時に勇気を持った告発行為が必要です。それを誰ができるのかというと、市長の名義が必要だと考えます。その際に、この第三者委員会が重要な機能を発揮すると考えています。調査・調整機能がどのぐらいのレベルのものかが重要ですが、提言機能の中に、「市長は告発をすべきだ」というところまで踏み込んで提言するのかといったところが、市長事務部局にとっても大変良いことであり、その提言があるからこそ告発できるということもあります。

調査・調整の部分については、子どもから話を聞こうとしても、保護者の了解や学校の了解が必要になる場面もありえますが、弁護士の立場で言えば、明らかに調査をする対象、事実をしっかりと調査するためには、様々な了解を取る必要がないようにすべきだと考えます。

第三者委員会が、調査・調整機能を発揮し、機能するためにいくらかでも意見は述べていきたいと思っています。

稲村 これから具体的に委員の選定等に入っていきますが、尼崎市にはすでに、子どもの権利を守っていく、安全を守っていく取組を進めている専門家が大量にいますので、そういった方々に存分に力を発揮していただけるように、我々も全力で取り組んでいきます。気になることがあれば会議の席だけでなく、意見をいただきたいと考えています。

松本 市教委の高校に対するガバナンスが効いていないということがずっと課題だったと思います。その象徴的なことが、教育委員会内に、高校を担当する課が、再編時以外には設置されておらず、学校教育課の一部で担当していたということが挙げられます。今回、高校を担当する課組織を作りましたが、それまでは部活動で成果を上げれば喜び、それ以外は高校にお任せという状況でした。

その原因は何かというと、高校の所帯は教員が70名で、高校の校長は部長級だったことです。市教委は課長級が主に動かしており、高校の校長が格上であったため、高校のことは基本的に校長が処理をするという文化があったことで、このような事件が発生しました。

格上であろうとどうであろうと、やるべきことをやり、処分のことを明確にするなど、サービスの通知を出すといったことを通じてしっかりとガバナンスを効かせていかないと同じことになってしまいます。

そのために、この第三者委員会は非常に重要だと考えており、徳山委員がおっしゃったように、「現場最適」が、より広く見たときに「最適ではない」可能性があります。

現場の部活で言えば、「この3年間で、インターハイで優勝する」という目標があれば、しごいても何でもやるかもしれませんが、その子を長期的に見たときに全然最適ではない可能性があります。

学校、学級としてまとめるときに、その子はほったらかして、一見まとまっているように見せるということもあります。学校としては良いのかもしれませんが、一人ひとりの子どもにとってみれば最適ではない可能性があって、そういった点は、教育委員会の人間だけでは、運営側の立場で考えてしまいます。

このように、外から見て本当にそれでいいのかということを描いてくれる



ことで、我々にとっては厳しいことを言われることになるかもしれませんが、それをしっかりと受け止めなければ筋肉質な教育行政にならないと思います。

第三者委員会の運営がしっかりとなされることが非常に望ましいと考えますし、調査・調整機能の中の仲裁機能の部分は重要です。他にも、行政不服審査制度という、裁判になる前に審査する制度があるほか、労働問題についても労働審判制度があり、裁判前の解決制度が存在します。

子ども同士のいじめの問題も、結局は学校が当事者になってしまい、どうしても中立に対応できない問題があります。その際、教育委員会が、所管する立場として、距離を置いて仲裁に入りますが、教育委員会が中立に立てないときには、ある程度専門家の観点から、裁判に至る前にいろんな仲裁をしてけると、紛争解決が円滑になると思っています。

この点にも非常に期待をしたいし、教育委員会としては、最大限の期待と支援をしなければならないと考えています。

仲島 条例改正についてですが、子どもが権利の主体であるという点については、「子どもを守ってあげなくちゃ、助けてあげなくちゃ」と大人が見てしまうのは良くないと思います。「教えてあげなければ」、「子どもが未熟だから」という考えではなく、1人の人間として尊重しなければならないし、子どもがしたいということをしっかりと考えなければならないと思います。

子どもがつまずいたときに、そのつまずきをすぐにとってしまう教員がいます。親や教員の本当の役割は、そのつまずきを取るのではなく、そのつまずきを乗り越える力をつけてやることだと思います。それが子育てであり、教育であると考えます。

いじめの問題やパワハラ、体罰については、そういったことを行う教員は絶対に悪いのですが、その結果自死はいけない。死なせてはいけない。そういった状況を回避できる力をつけてやらなければならないと考えています。

そのための方法はいろいろあると思いますが、明石家さんまさんの言葉で「生きているだけで丸儲け」というものがあります。さだまさしさんの「風に立つライオン」という歌も、人間は生きていくのは大変だが、支えてくれる人がいるというメッセージが込められています。そういった意味で、この条例の改正はとても良いことだと考えています。

稲村 熱意のある教員はたくさんいますが、市立尼崎高校では、成績至上主義の考え方が強かったと伺っておりますし、一人ひとりの生徒の心の揺らぎや成績の揺れに対してどういう風に寄り添っていくのか、どうサポートを強めていくのかについて十分な対応ができない状況だったと思います。

今回の被害生徒、保護者には深くお詫び申し上げますとともに、関係者の皆様にはご迷惑をおかけしたと思っています。

これをしっかりと今後の改革と取組につなげていきたいと思っています。

以上